

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○金田委員長 次に、階猛君。

○階委員 民主党の階猛です。

本日は金商法等の一部を改正する法律案ということですが、私の手元に法案の資料がありますけれども、このように大変分厚いわけです。私も、六年前、国会に参りましたけれども、当時、ちょうど金商法ができるということで、議員になる前は証券会社の社内弁護士で、金商法ができるということでも物すごい勉強した記憶があります。また今回、金商法、このような分厚いものが出てきたわけですが、弁護士時代と違ってとてもこれ全部について勉強することはできませんが、特に重点的なところ、重要なところに絞って、幾つかお聞きしたいと思っております。

お手元にお配りしている資料なんですけれども、資料のページ目をごらんになってください。

今回、インサイダー取引規制を強化するということで、情報伝達・取引推奨行為に対する規制を導入したということですね。今までは、取引をしないで情報を伝達しただけの人については、刑法の教唆犯とか幫助犯が適用される余地はあったということですが、基本的には処罰を免れていたというところで今回の規制に至ったわけです。

ただ、私、気になるのは、まず、この一ページに書いていますけれども、規制内容の②という、真ん中あたりを見ていただきたいと思います。公表前に取引させることにより利益を得させる目的が必要だということと、あと、当該行為により公表前の取引が行われた場合には刑事罰、課徴金の対象になるということですね。目的ということと結果ということ、両方要求されたわけです。ここまですべて要求するのはちょっと厳格に過ぎるのではないかと、教唆犯、幫助犯と大差なくなってしまうのではないかとこのように思います。

インサイダー取引というのが実際に行われたのに利益を得させる目的がなかったということを行為者に弁解を認めるのは、私は不合理だと思っております。かつ、二ページ目にありますように、他国、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツの動向を見ますと、今回、日本も、バツが三角とか丸になるといふことなのかもしれません。そもそも、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツでは、取引を行った場合に限って処罰するということもありますけれども、基本的には情報伝達行為そのものを処罰するということだと思えます。

こういった他国との比較や、先ほど申し上げま

した教唆犯、幫助犯だけでなく新たな処罰類型を設けるということであれば、規制の実効性を高めるといふ意味でもこのような要件は厳格に過ぎるのではないかと思います。大臣の御見解をお伺いします。

○麻生国務大臣 資金調達とか業務提携をする際に、関係者が内部情報を含みます意見交換をするというのには必要なことなのであって、そういった意味では、一切の情報や取引推奨というものを規制した場合においては、企業などの通常の業務とか活動に支障が生じることが出てまいります。一切禁止した場合は、そのために、この情報伝達とか取引推奨に關しまして規制を設けるに当たりましては、目的要件とか取引要件を設けて、不正な情報漏えいのみを処罰の対象とする必要がある、基本的にそういう考え方で臨んでおります。

○階委員 私は、仮にその二つの要件を設けるとしましても、実際にもう情報伝達行為があつてインサイダー取引が行われてしまった、結果が生じたという場合には、そこから翻って、取引をさせる目的があつたというふうに推認されるのが普通であつて、不合理な弁解を認めるのはおかしいと思っております。

ですから、法律の文言はこのようになっていながらも、せつかく教唆犯、幫助犯じゃ足りないということ。新たな規制を設けるわけですから、そこは実効性があるように運用していただきたいと思います。

大臣の見解を改めてお伺いします。

○麻生国務大臣 これは実効を上げないといかぬ

わけであって、本来の目的は罰則が目的なのではありません。本来の目的は、この種の話の取引をきちんとした規制のもとに置いて、不利益をこうむるといふ被害を最小限にとどめるといふのが本来の目的ですので、実効あらしめないというのならぬという御指摘は全くそうだと思います。

○階委員 ぜひ、法律を生きたものにするようお願いいたします。

次のテーマに移りますけれども、今回、金融機関の秩序ある処理ということで、危機に瀕した金融機関、あるいは危機に瀕していない金融機関も含めて、マーケットの取引に支障がある場合に、その取引を円滑に進めるために新たな仕組みを設けたということなんですが、先ほどもお話でどなたかおっしゃってしまいましたけれども、日本の場合、リーマン・ショックのときでもそんなに金融秩序が混乱するようなことはなかったんですね。

つまり、今回、金融機関の秩序ある処理の枠組みを設けるということなんですが、処理する以前に、日本の場合は金融機関が秩序立って行動していたわけですね。

そういう中で、あえてその処理の場合を想定して枠組みを設けるというのは、かえって、いざとなれば取引の安全が保護されるという安心感から金融機関のリスク管理が甘くなって、金融機関の今までのような秩序ある行動が失われるような気がするんです。

この点について、大臣いかがですか。

○麻生国務大臣 これは、先ほど、岡本さんの御意見だったか御質問だったか、その前の方の御意

見だったか忘れちゃったけれども、基本的に、金融機関が負債を抱えて倒れるというような話ではなくて、いわゆる不良債権問題、正確にはサブプライムローンというのが一番明確な商品名なんですよけれども、金融危機でも、従来型の、不良債権を抱えて倒産するというのではなくて、極端なことを言えば、いわゆる全銀行を巻き込んで金融市場が機能不全というような状況になって、市場型の金融危機というものが起きたのが多分あのリーマン・ブラザーズというものときだったんです。

御指摘のように、この金融システムの危機が起きたときには、幸いにして日本の場合は、これに巻き込まれてサブプライムローンという何となく怪しげな商品を買っている日本の銀行は相対的に少なかつた。もうこれは間違いない事実でありまして、あのとき、与謝野担当大臣が、うちはそんなに痛いことはないと言われたのは正しいんだと思います。

しかし、各国、特にヨーロッパとアメリカの場合は、市場型の金融危機の経験から、明らかにやってきたいろいろな問題に対応するために、全部で国際的な金融規制改革の検討が必要なのではないかということから、その一環として、G 20、また G 7 を含めまして、市場型の金融危機に対して対応するようなシステムの安定というものを図る必要があるのではないかとということ、今回、金融機関が破綻する事態となった場合にも秩序ある処理を可能とするためという目的で今回の枠組みを設けることになったのであって、これはある

程度国際的なものの中であって、日本がどうしてもこの中にいかなきゃならないという点では日本だけはむしろ例外だったかもしれないけれども、これは国際的に金融市場システムが破壊されるというようなこと事態を防ぐというために、みんなこれと合意したというように御理解いただければと存じます。

○階委員 今まで、比較的日本の金融機関というのはリスク管理をしっかりやってきたわけでありまして、それが今回の法案ができることによって甘くならないようにということを私は考えるわけです。

その関係で、取引を保護するといいますが、どの程度の範囲で保護するのか、どういった種類の取引を保護するのか。ポンチ絵ではシステム上重要な取引という表現がありますけれども、このシステム上重要な取引の中には、過去の金融危機で問題となった証券化商品、ABSとかクレジット・デフォルト・スワップ、CDSといったものは含まれるかどうか。これは参考人の方で結構です。

○森本政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘の、重要な市場取引でございますが、これは市場参加者間の信用不安の連鎖を回避するのに必要な取引でございます。

具体的な範囲といたしましては、金融取引の内容を毀損した場合の第三者に与える影響、金融機関相互の資金関係等を踏まえまして、その時点で判断することとしております。

なお、この範囲をあらかじめ確定させておきま

すことは、かえって市場取引におけるモラルハザードを招くおそれがございますので、あらかじめこうした取引は必ず入るといったものではないというふうと考えております。

○階委員 リスクの高い取引が入るかどうかが、現時点でははっきりすることはできないというわけですが、それが果たして法のあり方としていいのかどうか、ちよつと私も今にわか結論が出ないんですけれども、この点については、もしまた異論があれば述べさせていただきたいと思えます。

もう一つ、金融機関の秩序ある処理と申すけれども、その対象金融機関は、預金取扱金融機関だけではなくて証券会社等も含まれます。金融機関として、リスクの高い取引を行って経営破綻した証券会社などにも公的資金が投入されるということは、先ほどの御答弁、どの程度の金融商品を含むのかはつきりしないことですので、今申し上げたような、リスクの高い取引を行って経営破綻した証券会社に公的資金が投入されるということも有り得るのではないかと思っております。そうだとすると、従来の公的資金投入というのは一般預金者の保護という大義名分があったわけですが、それにかわる大義名分というのがあるのかということも私は考えるわけです。

そういうリスクの高い取引を行って経営破綻した証券会社等に公的資金が投入されるということについて、どのようにお考えになりますか。

○麻生国務大臣 これは、階先生、金融機関の秩

序ある処理の枠組みということでありまして、G20 の合意なども踏まえた上で、市場型の金融危機に対して、金融システムの安定というものを図っていくために制度を整備するというのを目的としております。

したがいまして、この枠組みは、金融市場や実体の経済の混乱を防ぐということから、金融機関というものの秩序ある破綻処理というものをやるものでして、基本的に金融機関の救済といったような目的としているわけではありません。

また、その費用負担ということになりますけれども、これは現在の金融危機対応措置のときと同様に、金融業界と関係業界の事後負担を原則としております、この法律の考え方としては。

○階委員 原則は業界の負担だということは私も存じ上げております。

ただ、最終的に、その金融機関は破綻するかもしれないけれども、取引を保護するために公的資金が投入される場合もあるわけですね。それが戻ってこないということ、最終的に国民の負担になるということはあるのではないですか。

○麻生国務大臣 国会答弁で仮定の質問というのはなかなかお答えできないところなんです、今の話が全部ということになれば、可能性はありますしお答えのしようがないと存じます。

○階委員 私は、金融機関の秩序ある処理というのを余り範囲を広げ過ぎない方がやはりいいと思っております。

と申しますのも、個人的なことですが、恐縮なんです、私、長銀に勤めていまして、長銀が破綻

するときに、公的資金をどこまで導入するかというのが国会でも大議論になったんですね。当時は金融機関の自己責任だという議論もかなり高かったです。そういう中で、一般預金者の保護ということ考えた場合に、限定的に公的資金の投入を認めましょう、こういう話で進んできたと思えます。

何か、その枠を大きく乗り越えるように公的資金がどんどん投入されるというようなことがあつてはならないと思っております、そこは大臣もしっかりと問題意識を持って取り組んでいただきたいと思えます。何か御見解があれば。

○麻生国務大臣 これは全く御指摘のとおりだと存じます。

あのときに、少なくともこの対処方法についていろいろな御説があつたんですが、御存じのように、FRB のボルカーという人がやったときに、あの中南米の危機のとき、時間をかけてこの問題を解決したのと同じように、日本もこれはかなり時間をかけてやっていこうという方法でやって、当時、資金の導入を受けた銀行は、あと残り二行を通して全て完済、そのうち一行もほぼ完済のめどが立っております。株が上がったという理由もありません。それは本人、銀行だけのせいじゃない、間違いない、株が上がったから返せるようになったということもあります。今まだめどが立っていないのは長銀だけぐらいいかな。あとはそんなものだと思います。大体そこはいけるようになるんじゃないかぬのかもしれないけれども、大体、

現実問題としてはそれぐらいになりつつある。

そういった意味で、基本的には、皆さん、いろいろ失敗をされた責任は自分で時間をかけて確実に払ってこられたのであって、政府として、一応補填をした分というのは、これは税金を使って補填させていただいておりますので、その補填した分はほとんど回収が終わりつつあるという段階まで来ました。

したがって、対応の仕方というのは、本当に自己責任というところをきちっとしておかないと、今言われたような危険というものは常に考えておかねばならぬところだと、私も行政を担当する者としては心がけておかねばならぬところだと存じます。

○階委員 あともう一つだけ、金商法等に関してお伺いします。

デット・エクイティ・スワップ、先ほども岡本先生が取り上げていましたけれども、これは政府参考人から結構です。二点お伺いします。

金融機関がこの規制緩和を利用してデット・エクイティ・スワップを活用してもらえればいいなど私は思っています。

先ほど麻生大臣からは、日本は資本よりも貸し金を資金調達の柱にできたということなんですすが、実際には、資本的な貸し金といえますか、根雪とよく言いますけれども、ほとんど滞留していて、期限が来ればロールオーバーして、ずっと貸し金そのまま貸し付けたままになっている。私は、こういうものについてもデット・エクイティ・スワップにすることによって、経営の規律に

ついてより金融機関がコミットするようになる、あるいは、事業者の側も、資本勘定がふえることによつて経営の安定化に資するということだと思つていきます。

ただ、そのデット・エクイティ・スワップの活用を進める上で、三年とか五年という期間では短いのではないかと御議論があったり、あるいは、もし三年、五年たつても、エグジット、つまり売却等ができなかった場合にどうなるんだろうかというような不安の声もあります。この点について、参考人の方から、どういう対応を考えているのか、お答えください。

○森本政府参考人 お答えいたします。

銀行等がデット・エクイティ・スワップに伴いまして取得、保有いたします株式会社は、従来は保有期間を原則一年としておつたところでございます。今般、それを見直しまして、三年から五年といたしますのは、経営再建計画の計画期間は、一般的に、これは金融検査マニュアル等においてもそうなんですすが、三年から五年となっております。そうしたことも踏まえまして、原則三年、中小企業においては五年までということとさせていただいております。

なお、その保有年限内に処分ができない場合がございますが、そうした場合には、やむを得ない事情があるケースにおきましては、当局の承認を受けて保有の延長が認められるといった取り扱いになっております。

○階委員 ありがとうございます。

なお、金商法の今回の法案では、A I J 事案を

含めた資産運用規制の見直しという、もう一つ大きな柱があります。この点については、民主党政権のときにA I Jの事件が発覚しまして、民主党政権としまして、このような悪質な業者の再発を防ぐためにどういう規制を設けたらいいかということも議論しまして、それを今回法案に反映させていただいたということで、これはありがたいことだと思っております。ぜひ、この点についてもよろしく願います。

次に、法案を離れますけれども、昨今の重要なテーマということで、金融円滑化法が三月末で終了したということでありませうけれども、今、金融円滑化法終了後のいろいろな対策を進められている。これも民主党政権のときに、去年の秋から取り組んできたものでございまして、金融円滑化法を使っている中小企業、小規模事業者が大体三十万から四十万社あつたそうですが、そのうち特に事業再生等が必要な事業者が五万から六万社あつて、そういった会社をおおよそ、大、中、小というような規模別に分けて、大のところは地域経済活性化支援機構による支援、それから、中のところは再生支援協議会による支援、小のところは認定支援機関による経営改善計画策定支援ということで進められている。今までのところは太過なくそれが進んでいるようなので、これはいいことだと思っております。

ただ、私が気になっているのは、金融円滑化法終了後、個人の方はどうなるのかということです。個人の債務者ですね。住宅ローンを借り入れたり、あるいはアパートローンを借りている皆さん、

こういったことについて、金融円滑化法が終了した後どのような配慮をしていくのか、これは大臣、お答え願います。

○麻生国務大臣 これは、階先生、確かに、中小の場合、個人保証等々を含めまして、これは住宅とか住居等々が、簡単に言えば担保に入っているみたいな形になっておりますので、その個々の借り手の状況というのを考えておかないと、貸し付け条件の変更とか、それから円滑な資金の提供とか、そういったことに努めるべきということは、円滑化法が切れる前も後も、これは変わらさずやっても大丈夫ということと指導をしてきたんですが、この点は、この三月に改正をしております金融検査マニュアルとか監督指針におきましても、この住宅ローンとかいうものはきちんと書いて、徹底をしておるところであります。

また、私も財務省でいきますれば、全国の財務局の窓口にいわたる相談窓口を置きまして、住宅ローンの借り手というのも含めて、いわゆる相談相手に乗るということをきちんとやらなだめですよということもしております、いわゆる円滑化法の期限到来後というものも、この点が、むしろ企業よりもこっちの方がかなり問題になるということを申し上げて、今までのところはそれなりに動いておると思っております。

○階委員 住宅ローンも、最近の変動金利で借りていらっしゃる方が多くて、今のところ、変動金利の基準となる短期のレートというのはそんなに変わっていないようですけども、これを最近、ちよつと長期金利のマーケットが不安定になつて

いまして、その変動金利の基準となる短期のレートも上がってきたりして、そうすると、債務者としては返済に窮する、その場合にどういうふう金融を円滑化していくか、これが本当に重要な課題になる可能性があるのか、備えあれば憂いなしですから、そういったことについてどう対応するのかということも、しっかりとお考えをまとめておいていただければと思います。

別途、また円滑化法の絡みでお尋ねしますけれども、先ほど申し上げましたように、事業者の方は、大中小に分けて、小のところは認定支援機関という、これは弁護士であったり会計士であったり、あるいは地元の金融機関であったり、さまざまところが、今全国で八千以上あると伺っていますが、そうしたところが経営改善計画の策定を行うということと伺っています。

ただ、この認定支援機関が、これは中小企業庁の所管なんですけれども、もう一つ重要な役割をしております、この間、一十億ですか、ものづくり補助金というのが補正予算で手当てされました。この補助金を申請するに当たって、今申し上げました、認定支援機関が事業計画書の妥当性について確認をする、判を押すということになっていきます。

お配りしている資料の、これは手書きの番号でいうと、十ページにそのフォーマットがありますけれども、認定支援機関が一番上に判を押す欄があって、「下記の事業者が作成した事業計画書について、以下のとおり競争力強化に資することが見込まれることを確認します。」ということと

す。

例えば、ここの認定支援機関が金融機関であった場合に、ここに判を押したことによって、新たな責任を負わされるのではないかと、例えば、融資を行使したりとか、ものづくり補助金が目的外に使われていないかどうかチェックしたりといった、申請者に対する責任を負うのではないかと、懸念もあるようですけれども、この点について、これは中小企業庁の方から、そういう責任を負うのかどうかということについて、御答弁をお願いします。

○守本政府参考人 お答え申し上げます。

認定経営革新等支援機関につきましては、中小企業経営力強化支援法に基づきまして、一定レベル以上の税務、金融等の知識、あるいは実務経験を有し、中小企業の経営状況の分析、事業計画の策定、実行支援を行うものとして国が認定するものでございます。現在、税理士等の士業を初めとしまして、地域金融機関、商工会、商工会議所等、約八千二百の機関が認定を受けてございます。

平成二十四年度の補正予算で措置しました、ものづくり補助金の申請に当たりましては、ものづくり中小企業がどのように他社と差別化し、競争力を強化するかについての事業計画を提出し、その実効性について、この認定経営革新等支援機関が確認をすることを要件とし、また、その認定支援機関には、事業計画が円滑に実行されるよう、進捗状況の把握、あるいは定期的なフォローアップを求めています。

しかしながら、御指摘の点につきましては、ま

ず、計画の確認を行っていただく認定支援機関は、金融機関には限定をしております。また、補助金の目的外利用といった執行の適正性の確認、これは、会計法上の責任を補助金の採択を行う事務局が負うということになっておりまして、認定支援機関に過度の負担を負わせることは想定をしてございません。

中小企業庁としては、認定経営革新等支援機関に対して中小企業支援施策の情報提供を積極的にやっておりますけれども、今後とも、御懸念のような誤解を生じないように、積極的に広報をしていきたいというふうに思っております。

○階委員 認定支援機関が金融機関である場合にも、そのような重い責任を負うものではないというふうに確認しました。

次に、消費税についてお尋ねしたいと思っております。資料六を見てください。これは新聞記事ですけれども、先週、一―三月期のGDPが公表されました。実質は年率三・五%のプラス、名目は年率一・五%のプラス、GDPデフレーターは前年同期比でマイナス一・二%ということになっております。

他方、昨年、いろいろなすったもんだのあげく成り立ちした抜本改革法の条文、次の十二ページに掲げておりますけれども、十八条の三項、一番下の塊をごらんになっていただきたいんですが、要するに、八%とか一〇%に引き上げる前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した上で、執行停止を含め所要

の措置を講ずるとなっております。

ここにあって物価動向とか名目及び実質の経済成長率ということを書かれているわけですから、先ほど申し上げたように、確かに実質では高い伸び率なんです、名目は低迷して、デフレーターも非常に、まだデフレから脱していないという数字であります。こういう状況が続いたとしても、この十八条三項に照らして消費税は上げられるかどうか、この点についてお答えください。

○麻生国務大臣 これはもう階先生よく御存じのように、今回の一体改革というものに関して、いわゆる消費税の引き上げは、増大していく社会資本の整備に対する持続性と安心というものの確保を考えて、国が信任を得るために行うものであつて、昨年の八月に、三党合意というのができました。抜本改革法におきまして、来年四月に、ことしの四月になります、税率を八%に上げるということを決めておられます。これは三党の合意の上です。

与野党でこの種の法案をやつてのけたというのは、少なくとも、先進国で皆悩んでおりますこの問題を、三党、与野党合意でやつてのけたというのは、日本の民主主義の成熟度合いを世界に示した冠たる例だ、私どもはそう正しく評価をしております。

民主党は、この点はもうちょっと、俺たちがやつたと言つたっておかしくないだろうと思つて、私どももそれに協力しましたよと言つても、三党合意でやつたということは、これはどこの国に行つても、みんな、えつという顔をしますから。言

つておきますけれども、これはうちだけがやつたんじゃない、みんなやつたんだ、おたくらもやつたらどうです、共和党と民主党でというようなことを言うと、みんな反応してこないぐらい、この問題はそれぐらい大きなインパクトがあつたものだと思っております。

いずれにいたしましても、政府としては、これは、民間企業の契約の場合を考えました場合は、国民生活への影響というのがかなり大きなものになりますので、少なくとも引き上げの半年ぐらい前まで、簡単に言えばことしの十月ぐらい前までにきちんとしたことをやらなきゃだめですよといつて、附則十八条というのは、今言われたところに書いてあるところなんです。それで、特定の経済指標だけじゃありませんよということ、実質だ、名目だ、経済成長率を入れて、物価動向などなど入れておりますが、ほかにもCPIとかいろいろなものがあるんだと思つて。

こういった種々の経済指標というものを確認した上で、経済指標というものを総合的に勘案した上で決めるというのが、難しいことが書いてありますが、早い話が、景気がよくなる限り上げないと書いてあるというか、わかりやすく言えばそういうことが書いてあるんだというぐあいに理解しております。

したがいまして、GDPのデフレーターがマイナスであつたらどうするというのが御質問なんだと思つても、特定の経済指標に着目してこの一点でということと答えるというようなことはできないんだと思つて。

いずれにしても、消費税率を引き上げていくことによつて、いわゆる社会保障とか年金とか、いろいろなものに対しての安定感、信頼感というもの確保していくためにこの消費税は上げねばならぬ、その上げるためには、少なくともその前の経済なり景気なりというものを確実にいいものにしておかねばできないということだったということで、そのために、この三本の矢を初め、これに全力を挙げているのであります。

私どもとしては、とにかくこの経済再生というものに全力を挙げて、残りまだ数カ月ありますので、その間に判断する材料をきちんとしたものにする、よく経済活性化に最善の努力を払ってまいりたいと考えております。

○階委員 今ごろになつていただいている十八条の一項で、政府の目標は名目成長率三％で、実質成長率は二％ですから、GDPデフレターはその差額でありますから、プラスの一というのを目標にしているわけですね。マイナス・二というのはちよつと乖離が大きいのではないかと思ひまして、そういうもつても消費税は引き上げるかどうかということをお尋ねしました。

ちよつと素朴な疑問として、今の政府の目標は、申し上げましたように、GDPデフレターでプラスの一％です。過去のデータをさかのぼつてみますと、大体GDPデフレターに一％上乗せすると消費者物価指数、総合となるわけです。ということは、GDPデフレターの一％というのと消費者物価指数の二％というのはほぼ同値なんです。

今、物価目標ということで二％ということ掲げられておりますけれども、なぜあえて物価目標二％。もともとGDPデフレターでいえば一％という目標があるんだから、それと同値なことを言う必要はないと思うんですけれども、なぜそういう目標をあえて掲げられたのか。物価安定目標を掲げている理由をお答えください。

○麻生国務大臣 CPI、消費者物価指数の総合の前年比上昇率で二％の物価安定目標は、これは金融政策の目標として、日本銀行、当時は白川さんだったんですが、白川日本銀行総裁等々の日本銀行がみずから設定されたものであります。政府が目指しております望ましい経済成長、名目で三％、実質で二％との整合性を考えているいろいろなこととは事実です。

政府が目指す望ましい経済成長とは別に、この二％の目標を設定した理由についてのお尋ねがあつておりましたけれども、これは、諸外国というか、欧米先進国とかOECDとか、そういった先進国等々、OECD加盟国等々が金融政策の目標として設定しております目標がGDPデフレターではありませんで、いわゆるCPIであるということが、全てとは言いませんよ、多いということが一つ。

それから、GDPデフレターは算定とか公表をされる間隔が大体三カ月ぐらいで、ステージが長くなりますので、公表までのタイムラグがありますので、そういった意味からいきますと、政策の運営の基準としては迅速性、スピード感を欠いているんじゃないかな、基準としては不便じゃないかなと思つて、CPIの方は大体一月から一月半ぐらいで出てまいりますので、そう思つております。

また、原油価格等々、輸入物価で上昇した場合にはGDPデフレターの押し下げ要因ということになりますので、そういった意味にとつて、国民にとつての生活実感と離れている面もあるのではないかななどの事情を踏まえて、消費者物価総合がターゲットとされているもの、そういうように承知をいたしております。

○階委員 あと、抜本改革法的一条なんですが、今るる御議論させていただいた消費税引き上げの条件として、第一条の二行目から三行目ぐらいに「社会保障制度の改革とともに不断に行政改革を推進すること」に一段と注力しつつ経済状況を好転させることを条件として行つた抜本的な改革云々というくだりがあります。

そこで言っている「不断に行政改革を推進すること」に一段と注力するということに關する取り組み状況、それから、今後どのように消費税引き上げまでに取り組んでいくかということについて、大臣、お答えください。

○麻生国務大臣 行政改革、これはもう社会保障・税一体改革とともに、これはどうしてもやり遂げなければならぬ大きな課題と私も考えております。このため、第二次安倍内閣におきましては、総理を本部長として、全閣僚から成ります行政改革推進本部を設置して、行政改革を政府一体となつて積極的に推進することといたしております。

例えば行政事業レビュー、これは民主党政権において取り組みを開始されたものだと思憶しますが、現内閣としても、より効果的、効率的な取り組みとなるように見直しを行った上で、無駄の撲滅に向けて着実に実施をいたしているところであります。

また、独立行政法人改革や特別会計改革につきましても、過去の改革関連法案が昨年末の衆議院解散に伴って廃案となったということも踏まえまして、これまでの取り組みについて、総括、点検等々を行わせていただき、現政権として、引き継ぐべきものはさらに引き継ぎ、さらに取り組みを進めていかねばならぬと思っておりますので、消費税の引き上げに当たりまして公的部門みずから身を切るといふ改革を考えておりまして、引き続き、行政改革推進本部を中心として行政改革に取り組んでまいりたい、そのように考えております。

○階委員 消費税を引き上げても、せつかく税収がふえた分が無駄遣いされたのでは、穴のあいたバケツに水を注ぐようなものですから、私は、その行政改革をしっかり進めることが国民の信頼を得る最大のよすがになると思っております。また行政改革については別途御質問させていただきますか。

最後、長島政務官にお越しいただいていますが、今回、経済成長の柱として、先週、安倍総理の方から、農業・農村の所得倍増目標というのが示されました。

ところで、報道等を見ておりますと、数字とし

て、幾らを幾らにするかというときに、三兆を六兆にするみたいなことがどの新聞にも書かれています。この三兆というのは、生産農業所得ということでありまして、安倍総理が言っていたのは、農業、農村の所得ということでありまして、農業、農村の所得は三兆ではないかと思うんですが、農業、農村の所得という意味で考えると、これは現在幾らになっているんでしょうか。

○長島大臣政務官 先生の御質問に、私の方からお答えをさせていただきます。

先生御指摘のとおり、現在、農業、食料関連産業全体の生産額は約百兆円でございます。そのうち農業生産額は約十兆円、農業所得が三兆円になっております。今後、経済成長二％の前提で、十年後の農業生産額は約十二兆円。これから規模拡大、農地集積、水田フル活用、流通合理化、高付加価値化等を図って施策を総動員した上で、農業の生産拡大、高収益化を促進して、農業所得の伸びを約四兆円に見込みたいというふうに思っております。

一方、六次産業の市場規模は、現在約一兆円でございます。関連所得は約〇・二兆円と見込まれているところでございますので、今後、輸出倍増、付加価値の増大、観光業や医療、福祉産業との連携など、六次産業化を推進し、十年後に六次産業の市場規模が十兆円に拡大をして、関連所得が二兆円になることを実は見込んでおります。

具体的施策などについては、御指摘の、本日官邸に設置された農林水産業・地域の活力創造本部で検討されることになりましたが、それらの施策を

総動員して、農業所得四兆円プラス六次産業関連所得二兆円ということで、現在の三兆円から六兆円に倍増したいと見込んでいるところでございます。

○階委員 質問の趣旨は、三兆を六兆にふやすということではないのかと。三兆というのは生産農業所得ですから、総理が言われていたのは、農業所得だけじゃなくて農業、農村の所得ということですから、三兆ではないのではないかと。思うんですが、あくまで発射台は三兆だということに受けとめてよろしいんでしょうか。

○長島大臣政務官 お答えをさせていただきます。先ほど説明をさせていただいた農業所得三兆円プラス〇・二兆円の六次産業化、三・二兆円が農業所得というふうに考えております。

○階委員 そうすると、発射台は三・二兆円ですと。

これを十年かけて六・四兆ぐらいに伸ばすということなんですけれども、十年で所得を倍増するというと、算数でいいますと、年率で七、八％ずつ所得を向上させていかなくちやいけないということ、なかなか、これ、大変な話なんですけれども。

私は、そういうことを言うのであれば、所得倍増に向けた具体的な工程表なりつくるべきだと思いますけれども、この点についてはいかがですか。
○長島大臣政務官 お答えをさせていただきます。工程表をつくるか否かも含めて、具体的成果などについては、本日付で官邸に設置された農林水

産業・地域の活力創造本部で今後検討されることになると思いますが、一方、明確な目標を示すということについては、私も農家の一人として、期待をするとともに、参加意識を高揚させるものだと思いますし、明確な目標に向かってやはり到達できる可能性を示していくことがまさにこれからの施策だと思っております。

○階委員 最後に、一問お聞きします。

今回の所得倍増という場合に、T P P でもし関税が撤廃された場合に、農業所得、農業関連の所得が減ると思うんですが、そのあたりは見込んでいないと思うんです。その理由は何なのかということと、仮に参加した場合は、所得倍増目標というのを見直すのかということをお聞かせください。

○金田委員長 時間が参りましたので簡潔にお願いします。長島政務官。

○長島大臣政務官 お答えをさせていただきます。農業、農村の活性化については、T P P の交渉、農家・農村所得倍増目標にはT P P の影響を織り込んでおりません。

一方、T P P 交渉は途中段階にあり、我々は聖域の確保に向けて交渉に全力を挙げることでしているところであります。目標の目標については現在論ずべきではないと考えておるところでございます。

○金田委員長 時間が参りました。

○階委員 どうもありがとうございました。終わります。